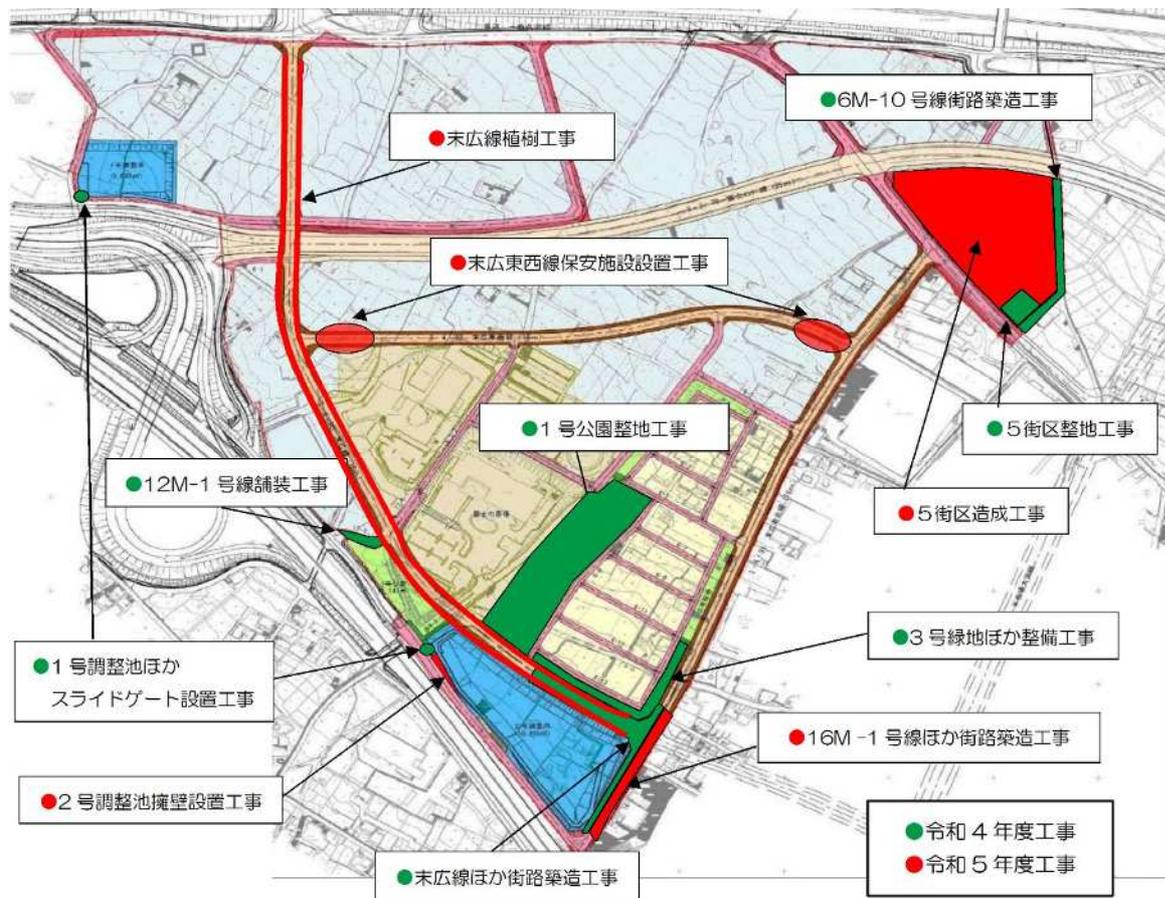


インター周辺区画整理だより



発行者：富士市 都市整備部 市街地整備課 インター周辺区画整理担当 TEL：0545-55-2976

お知らせ！ 令和4年度工事の報告と令和5年度工事の予定について



●令和4年度工事について

令和4年度は、末広線および16M-1号線、6M-10号線、12M-1号線の道路整備を行いました。その他、住宅街区東側から南側にかけて3号緑地等植樹し、調整池に防災の機能を高めるためスライドゲートを設置しました。

また、富士市市場と住宅街区の間に予定している1号公園の整地工事を行いました。

●令和5年度工事について

令和5年度は、16M-1号線ほか街路築造工事、末広線植樹工事、5街区造成工事、末広東西線保安施設設置工事、2号調整池擁壁設置工事等を行います。

なお、16M-1号線の工事においては、令和4年度西側の整備が完了し、令和5年度東側を整備するため、令和5年3月末に通行規制の切替があります。

引き続き、皆様にはご迷惑をお掛けしますがよろしくお願い致します。

お知らせ 2 出来形確認測量を実施しています。

令和4年度10月から、工事が完成している仮換地の位置、形状、面積を確認するため、出来形確認測量を実施しています。

令和4年度は主に流通街区を実施し、令和5年度は住宅街区を実施します。

受注業者の「日本工営都市空間株式会社」は、富士市発行の身分証明書並びに腕章を携帯して、業務を行っております。

土地の確認作業は、皆様方の敷地に立ち入ることもあります。

なお、建物内には入ることはありません。身分証明書を携帯していない等、不審者と思われる場合は、警察ならびに下記までご連絡下さい。



区画整理事業に係る手続きについて

権利の変更、建築行為等は、手続きが必要です。ご不明な点がございましたら、お問合せ下さい。

権利の変動

地区内の土地の売買・相続等による所有権の移転に関しては、下記のとおりお願いします。

- 仮換地…権利移転後、「**所有権移転届出書**」に所有権の移転を証する書類を添付して提出して下さい。
- 保留地…権利移転前に事前に市街地整備課まで御相談下さい。

建築行為等の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等がある場合は、許可（土地区画整合法第76条申請）が必要です。事前に本課まで相談のうえ

「**事業区域内行為許可申請書**」を、提出して下さい。

仮換地証明書・保留地証明書

仮換地証明書は、区画整理前の従前の土地が、仮換地指定によりどこの土地に仮換地をされたかを証明するものです。保留地証明は、権利の取得日および保留地がどこにあるかを証明するものです。

権利変動の手続きをする場合、建物表示登記を行う場合、金融機関からの融資を受ける場合など、証明書が必要となります。申請には、「**仮換地証明願**」「**保留地証明願**」を提出して下さい。

なお、申請の前に事前に連絡を入れていただくとスムーズに発行できます。

※「所有権移転届出書」「事業区域内行為許可申請書」「仮換地証明願」「保留地証明願」の各種書式は、富士市ウェブサイトに掲載しています。

富士市 都市整備部 市街地整備課 インター周辺区画整理担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

E-mail : to-shigaichi@div.city.fuji.shizuoka.jp

TEL : 0545-55-2976 FAX : 0545-51-0475

土地区画整理事業の説明は、富士市ウェブサイトでも御覧いただけます。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1502/fmervo000000702n.html>